

議案第 45号

専決処分について

令和4年度 苧田町一般会計補正予算（第2号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年6月7日提出

苧田町長 遠田 孝一

専決第 5号

専 決 処 分 書

令和4年度 苧田町一般会計補正予算（第2号）を地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和4年5月16日

苧田町長 遠 田 孝 一

令和4年度

一般会計補正予算（第2号）

荻田町

令和4年度 苅田町一般会計補正予算（第2号）

令和4年度苅田町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 300千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 14,199,143千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	合計
19 繰越金		1	300	301
	1 繰越金	1	300	301
歳入	合計	14,198,843	300	14,199,143

歳出

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	合計
3 民生費		5,353,725	300	5,354,025
	1 社会福祉費	3,218,765	300	3,219,065
歳出	合計	14,198,843	300	14,199,143

[1] 歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括

歳 入

(単位：千円)

款	既 定 額	補 正 額	計
19 繰越金	1	300	301
歳 入 合 計	14, 198, 843	300	14, 199, 143

歳 出

(単位：千円)

款	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
3 民生費	5,353,725	300	5,354,025	0	0	0	0	300
歳出合計	14,198,843	300	14,199,143	0	0	0	0	300

2. 歳入

(款) 19 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位 : 千円)

目	既定額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	1	300	301	1 繰越金	300	300
計	1	300	301			

3. 歳出

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
5 人権推進費	9,881	300	10,181	0	0	0	300	19 扶助費	300	ウクライナ避難民生活支援金	300
計	3,218,765	300	3,219,065	0	0	0	300				